

1.奨学金

奨学金名	小林国際奨学財団外国人留学生奨学生							
財団・寄付者	小林国際奨学財団							
目的	アジア諸国からの留学生に対し、奨学援助を行い、アジア諸国間及びアジア諸国と我が国との国際友好親善及び人材の育成に寄与すること							
給付額	150,000 円/月 (学部)			180,000 円/月 (大学院)				
給付回数	12 回/年							
奨学金受給期間	2018/4-2020/3			*支給開始年度から在学課程最終年度まで				
推薦人数	1 名			*同一国からの推薦を避ける				
募集人数	34 名程度							
応募資格 (全て該当する者)	国際学生	日本国籍以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生(在留資格が「留学」のもの)						
	対象セメスター *2018年 4月時点	学部生	✓5セメ ✓6セメ ✓7セメ					
		大学院生	修士: ✓2セメ ✓3セメ 博士: ✓2セメ ✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ *修士2セメ、博士2セメについては学内進学者のみ					
	他奨学金	奨学金受給期間中に重複受給のない者(ただし月額5万円以下の奨学金は可) APUから他の奨学金に推薦中でない者						
	成績	通算GPAが 2.8以上 である者(2017春セメスター終了時点)						
	通算単位数	1セメ終了者 14単位	2セメ終了者 28単位	3セメ終了者 44単位	4セメ終了者 60単位	5セメ終了者 76単位	6セメ終了者 92単位	7セメ終了者 108単位
	その他	(1)日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生 (2)2018年4月1日現在で年齢が35歳以下の者 (3)修学のために経済援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者(ただし、月額5万円以下の奨学金受給は可) (4)学業、人物ともに優秀であり、健康である者 (5)日本語による意思伝達が可能である者 (6)国際理解と国際友好親善に寄与できる者 (7)交流会に必ず出席できる者(年3回を予定。うち1回は研修旅行)						
義務/その他	【奨学金の停止又は打ち切り】 奨学生が以下に該当する場合は、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。 (1)1ヶ月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき (2)休学又は外国へ留学したとき (3)在学する大学における学籍を失ったとき (4)学則により処分を受けたとき (5)病気その他の理由により成業の見込みがないとき (6)学業成績または素行が甚だ不良のとき (7)無断で奨学生交流会を欠席したとき (8)妊娠、出産等で学業が一時継続できなくなると判断されるとき (9)応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき (10)本財団または本財団の支援企業(者)の名誉を傷つけまたは著しく迷惑をかけたとき (11)その他奨学生としての資格を失ったとき							
定期健康診断	前セメスターまたは今セメスターでAPU定期健診を受診完了している者または予定の者(再検査・精密検査未受診は不可)							
その他注意	・応募資格要件を満たしていない場合や、記入内容に不備(記入漏れ、サイン漏れ)があった場合は書類を受理しません。 ・記載内容に虚偽があった場合は失格とします。 ・提出はスチューデント・オフィスの窓口開室時間に、スチューデント・オフィス窓口にて受け付けます。(郵送およびメール不可) 【問い合わせ】 〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1 立命館アジア太平洋大学 スチューデント・オフィス(奨学金担当) 【Email】apustu1@apu.ac.jp *件名:「国際奨学金申請」							
締め切り	2018年1月23日(火)16:30			面接 (一次合格者のみ)		2018年2月9日		

今後の予定

申請締切	2018年1月23日 16:30
結果発表(個人伝言)	2018年2月2日
面接	2018年2月9日
結果発表(個人伝言)	2018年2月15日
財団への推薦締切	2018年3月上旬
財団面接	未定
採否通知	未定 *大学宛て通知